

第 2 4 号議案

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 5 条中「一に」を「いずれかに」に、「使用許可」を「、使用許可」に改める。

第 6 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 9 条中「定めるとおり」を「掲げる額」に改める。

第 1 7 条中「一切」を「、一切」に改める。

別表第 1 中

「

円 1,300	円 1,300	円 2,400
700	700	1,200
1,000	1,000	1,800
600	600	1,000
2,000	2,000	3,600

」

を

「

円 1,330	円 1,330	円 2,460
720	720	1,230
1,020	1,020	1,850
610	610	1,020
2,050	2,050	3,700

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市交流会館条例の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に許可を受けた使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料については、なお従前の例による。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市交流会館の使用料について、消費税引上げに対応するため、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行すること。ただし、この条例の施行前に許可を受けた使用料については、なお従前の例によること。